

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第2回弘前市社会福祉問題対策協議会
開 催 年 月 日	令和5年3月14日（火）
開 始 ・ 終 了 時 刻	13時30分 から 14時35分まで
開 催 場 所	弘前市民防災館 3階 防災会議室
議 長 等 の 氏 名	中村 直樹
出 席 者	会長 中村 直樹 委員 小川 幸裕 委員 坂本 祥一 委員 崎野 雅生 委員 大湯 恵津子 委員 三上美知子 委員 藤田 俊彦 委員 阿保 博実 委員 八木橋喜代治 委員 稲村 孝司 委員 森山 正 委員 中野渡 正彦 委員 齋藤 ひろみ
欠 席 者	委員 小林 雅也
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	福祉部長 秋元 哲 福祉総務課長 秋田 美織 同課長補佐 諏訪 秀樹 同主幹 工藤 麻子 同総務係長 滝口 龍之介 同事務員 種市 好則
会 議 の 議 題	・国庫補助事業「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」対象事業への評価・意見について ・弘前市地域福祉計画の改訂について ・重層的支援体制の構築に向けて
会 議 結 果	別紙会議録のとおり
会 議 資 料 の 名 称	・令和4年度第2回弘前市社会福祉問題対策協議会資料

<p>会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>1. 開会 2. 案件</p> <p>(1) 国庫補助事業「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」対象事業への評価・意見について</p>
<p>事務局</p>	<p>国では実績報告においては行政の自己評価のほかに第三者評価を求めていることから当協議会の委員の方々の意見や提案をお願いしたい。</p> <p>資料1-2に基づき、国庫補助事業として実施している3事業の実績を報告。</p>
<p>議長</p>	<p>まず、「民生委員等活動支援事業（民生委員協力員制度）」についてご意見がありますでしょうか。</p> <p>【主な質疑応答】</p>
<p>稲村委員</p>	<p>「資料1-2」1頁「民生委員等活動支援事業(民生委員協力員制度)」の3「事業担当課による自己評価」の欄の上から3行目に「3年連続敬老大会が実施されなかった」とありますが、わが町会では例年になく参加者が多く、実施しております。また、9月末時点では29地区ある中で8地区では敬老大会が実施されている報告も地区社協へ上がっておりますが、どのような分析からこのような表現になったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ここ3年、新型コロナウイルス感染症の影響で各町会において、敬老大会が中止となっていました。今年度も実施については各地区において個別の判断により中止とした地区も多いと伺っており、表現が適切でなかった点については、お詫びします。</p>
<p>大湯委員</p>	<p>民生委員のなり手が不在の現状の中で民生委員協力員制度はこれを支援する非常によい制度だと感じております。</p> <p>これまでは民生委員になる場合、町会長の推薦でしたが、この制度があるおかげで、民生委員と一緒に手助けしてくれる方に声掛けして協力員になってもらい、民生委員制度を知ってもらって後継者が育っていく環境が整い始めております。</p>
<p>議長</p>	<p>この3事業については国の補助金をいただきながら事業を行っておりますので、少しでも市の財政負担を軽減しつつ制度の</p>

<p>稲村委員</p>	<p>充実を図っていくことが大切かと考えますが、なり手について安定はしておりますが、不安定要素も抱えているというお話であったかなと思います。そこを強化していくことだと思います。</p> <p>民生委員協力員制度ですが、地区によっては民生委員がいないところもあり、協力員が民生委員の役割も担うのは大変な負担が生じます。また、前任の民生委員が新任の民生委員の協力員になる場合もありますが、まれなようです。ただし、民生委員をやってみたい人が協力員活動を経て民生委員となる場合には有効なよい制度だと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま稲村委員も指摘したことですが、どこかで転換期がくるのかなと感じております。というのは退職の方々がどんどん増えていって、それまであまり町会や民生委員、協力員について視点がなかった方にも自分の町のことをしっかり担ってもらわなければならない。周りの高齢の方が多い中で、民生委員や協力員がどんな活動をしているのか。なぜそれが必要なのかをしっかりと広報していく必要があるのではないかな。そんな意味では協力員は制度を体験する良い場ではないでしょうか。</p> <p>なにか、制度を広めていく意見や具体案はありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほどの稲村委員のご意見について補足ですが、協力員制度では民生委員が欠員の地区では地区の会長や近隣担当の民生委員の方が民生委員欠員地区を代理でカバーした上で、そこに協力員が補助として配置される仕組みとなっております。協力員単独で民生委員の活動はできないこととなっております。</p>
<p>大湯委員</p>	<p>協力員の活動としては安否確認だけです。民生委員の欠員地区では、別の地区の協力員が同行しても拒否されるので地区の会長と町会の方が代りに訪問しております。協力員には以前に民生委員であった方が新任の民生委員を支援するために協力員に就く場合や民生委員になるための経験を積むために協力員となる方がおります。</p> <p>また、ご夫婦で協力員をしている方もおり、男性宅を訪問する際は、女性の協力員が拒否される場合があるため、男性の協力員は貴重な存在となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他になにかありますでしょうか。</p>

<p>事務局</p>	<p>本日欠席した小林委員から事前に意見をいただいておりますので紹介させていただきます。</p> <p>「民生委員等活動支援事業については昨年 12 月の一斉改選後、弘前市においても欠員となる町会も多く、民生委員制度の持続性に課題が残されている。生活様式の変化もあり、自助共助互助の考え方も同様に変化しているものと思われる。フォーマルサービスとして制度が充実することで、インフォーマルの領域の関わりや支援が低調となることが懸念されるが、従来の地域住民の中に存在していたナチュラルな繋がりを改めて再確認し、担い手の掘り起こしと育成を図っていく必要がある。」との意見がございましたので、事務局では今後の活動の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>では 2 つ目の「弘前市社会福祉協議会除雪支援事業」に入りたいと思います。</p> <p>はじめに私の方からお話をさせていただきます。</p> <p>事業実績を見ますと世帯数はどんどん少なくなっている傾向にありますが、必要性はあるということ。対象世帯数の内訳として高齢化や、障がいの方が困っているとかがデータとして見えてくる工夫があればよいのかなと思いました。</p> <p>もうひとつ、雪対策は建設部雪対策室の方で行っていると聞いております。一昨年は各大学の学生たちが帯同して一生懸命雪かきを行い、それに対して市長さんからスコップのご寄贈をいただいた記事もありました。2 頁の「3 事業担当課による自己評価」にある『雪処理に関する情報交換会』（以下「情報交換会」という。）ではそのような団体を所管する関係課とも連携していくのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その通りでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>以前の別な項目でお話があったのですが、ボランティアの確保のためにアプリを今後開発していくとのこと。</p> <p>学生や、そのほか若い人、余力のある人がボランティアを必要とする人の求めに応じて、例えば除雪で困っている人がいて例えばお金を払うので除雪を手伝ってほしいといった要望に対して、気軽にアプリで閲覧できてピンポイントでアクセスできることが可能になると、雪の問題、あまりお金をかけずに助け合いができるのではないかと前回、前々回の会議から思ってお</p>

<p>森山委員</p>	<p>りました。要望として是非実現してもらいたいなと思っております。</p> <p>私は身障者福祉連合会の代表として出席させていただいておりますが、除雪の問題ですが私が住んでいる地域では今冬において排雪は1回もありませんでした。除雪は大体夜中の2時ころに来ますが、どっと重い雪を玄関の間口に置かれてしまうと片付けるのが一苦労です。同じように困っている方は結構いるのではないのでしょうか。例えばここに身障者が住んでいるといったことがわかる目印などを設けていただいで、除雪の際は配慮していただければなあと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>高齢者や障がい者その他生活弱者と捉えられがちな方々のお宅にも一律に除雪した雪を置いても困るわけですので、目印などを考えられないかとの意見だったと思います。ぜひ「情報交換会」で話題提供していただければと思います。</p>
<p>稲村委員</p>	<p>2頁の事業内容の一番下ですが「間口に堆積した雪を社会福祉協議会のボランティアが除去」と記載してありますが、受取り方によって、ボランティアは除雪車が道路わきに寄せたすべての間口の雪を片付けると読めますが、間口すべての除雪を行っていたら大変です。市社協の除雪支援事業の文書にも記載しているとおり、玄関から道路までの生活道路の幅の範囲を超えて除雪はしないとしております。</p> <p>中にはディサービスに来る車を寄せるスペースの除雪もお願いされる場合もありますが、そこまでは手が回らない状況もあります。また、ここに書かれている対象者の①から④の方々は車を持っていない方が多くて、道路の除雪はむしろしてほしくない場合もあるのではないかと。除雪ボランティアの組織も高齢しつつあり、高齢者が高齢者の除雪をしているような状況です。</p>
<p>議長</p>	<p>稲村委員が言われたとおり、除雪ボランティアは除雪車が置いていった雪をすべて片付けるわけにはいかないとのことで、そういうところを「情報交換会」などですり合わせが必要ではないのか。貴重なご意見だったと思います。</p>
<p>小川委員</p>	<p>2頁の除雪支援事業の「1事業内容」の①から④をすべて満たす対象世帯として対象を限定されているわけですが、自己申告をされてその窓口が市社協ということで理解してよろしいでし</p>

事務局	<p>ようか。</p> <p>基本的にはこれまでの対象者は地区社協の方で把握しておりますが、「自分は除雪対象者ではないのか」といったご相談をいただいた際、市への申出があった場合は、そのまま市社協に回すのではなく、市社協のリストに掲載されているか確認し、新規の場合は市から市社協へ照会し、対象の可否についての結果は市から回答しております。</p>
崎野委員	<p>除雪支援事業の長い歴史の中で、対象世帯はこのような限定的なものではありませんでした。年々地域の協力者を得ながら行ってきており、限定的になってきました。先ほどの「間口除雪」の考え方ですが、簡単に言いますと戸口から一般道路に出るまでのひと1人が通れる部分を生活通路とみなして、その先にブルドーザーが置いた寄せ雪があった場合、それも除雪する部分としていただきたいといったお願いを地区の除雪の方々にしております。先ほどの話にもありました、ディサービスの車の駐車スペースの除雪要望ですが、範囲を広げての除雪はしないことにしておりますが、長く従事しておりますと年々ニーズが大きくなっている現状もあります。除雪支援に従事してくれる方と依頼する方のどちらを基準とするか、悩ましいところであり、支援する方、支援を受ける方が隣近所の場合が多く、永年のお付き合いのなかでうまくやりとりしていると聞いております。</p>
小川委員	<p>ただいま崎野委員から説明をいただいたとおり、長い歴史の中で除雪については個別対応をしてきたとのことで、それを一律に除雪範囲を決めることがよいのかどうかについては議論が必要ではないかと思えます。</p> <p>また、除雪対象者として自己申告した場合、すべて認められるのか、それとも個別審査を受けたうえで対象者となるのか、要綱などは拝見していませんが、どのような過程を経て除雪支援対象として認められるのか。そのあたりも情報開示されますと、お願いしたい方、協力したい方にとっても透明性が担保されて依頼する方にとって予定が立てやすいのかなと思えます。一方で個人情報をも不特定多数の人、又は一定の範囲で共有することとなりますが、果たしてそれをご本人がどこまで許可されるのか、また、プライバシー権についても慎重な検討が必要かなと思えます。</p>

<p>藤田委員</p>	<p>先ほどの説明の中でボランティアセンターについてお話がありまして、除雪についてどのような役割を果たしているのか。センターの役割について教えていただきたいのと、市では除雪支援事業が非常に有効に機能している地区でモデルケースみたいなところは把握しているのでしょうか。そのモデルケースを生かしながら広めていくことを考えているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1つ目のボランティアセンターの役割ですが、今年度統合し、新体制において除雪に関しての取組、対応の仕方について検討しているため、今年度の実績として報告できるものはございません。</p> <p>2つ目に関してですがその視点を我々は持ち合わせておらず、ボランティアが参入した地区等を調査したうえで、何か活用できないか検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足です。新しい市のボランティアセンターと弘前市社会福祉協議会では、除雪については非常に大きな生活課題ですので、一緒に取り組んでいくべき大きなテーマとして考えているところです。</p> <p>基本的に市のボランティアセンターの役割としてボランティアを募集し、これを実施する事業者や団体につないだり、マッチングを行います。例えば今の除雪事業で言えば、地区の除雪事業を行っている一つの団体として社協がある。そこからの求めに応じて協力してくれる人を募るわけですが、そのつながりの役目をイメージしています。</p> <p>地区社協さんが行っている除雪支援事業は、近隣の除雪状況を確認しながら適時行くことができる支援だと思います。一方でボランティアセンターがこれまでマッチングしてきたボランティア募集の内容は、1週間後、1か月後の予定されたイベントへのボランティアの募集であり、そのタイムラグのところ非常に難しいものがあると伺っております。</p> <p>個人としてボランティアを希望し、ボランティアセンターに登録後、除雪支援事業に参加してつなげたケースが1件あると伺っておりますが、レアケースでありまして、基本的にはボランティアを希望する学生の方や団体の方があらかじめ登録して、地域で行っているボランティアが手薄なところに速やかにつないでいく仕組みづくりに向け、検討に時間を要していると</p>

<p>崎野委員</p>	<p>ったり、市が直接見守ることであったり、緊急通報装置などによる機械的な見守りであったり、当事者に対して複数の関与を持ったうえで、連携と活用を図ることで、高齢者等の異変を早期に発見できるといったことです。</p> <p>ここで生活支援コーディネーターというが記載されておりますが、居場所づくりという事業がございまして、地域ごとに小人数で居場所を確保してそこに要支援者の方が参加し、その中で普段からの顔見知りの中に協力員さんが変化を捉えたりする場面もあるのかな、といったところで生活支援コーディネーターという役割も果たしているのかなあとと思います。</p>
<p>小川委員</p>	<p>3 頁の左側の事業内容のところ、最後からの 3 行目の「孤独感を解消しながら」の表現ですが、孤独という表現は主観的なものかと思われます。ご自身が一人で生活している場合に「孤独感を解消する」という表現をしますと、孤独が不適切であるような印象を与えかねないのではと感じます。ここは「孤立状態にある方が地域とのつながりがいいことを解消する」といった表現の方が客観的と感じましたのでご検討いただきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにご意見はありますか。なければ次の案件(2)の「弘前市地域福祉計画の改訂について」に進みます。 事務局から次の案件の説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(2) 弘前市地域福祉計画の改訂について</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から計画の改訂について資料 2 により説明。</p> <p>事務局から令和 4 年度第 1 回弘前市社会福祉問題対策協議会以降に実施した対応について説明。</p> <p>今後のスケジュールとして令和 5 年 3 月 17 日に市政推進会議に諮り、市長の決裁を経て地域福祉計画の令和 5 年度から 8 年度の改訂版を公表する。</p> <p>【主な質疑応答】</p>
<p>議 長</p>	<p>案件 2 (2) について何かご意見はありますか。</p>

	<p>特にないようですので続いて案件2（3）について事務局に説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（3）重層的支援体制の構築に向けて</p> <p>事務局から「重層的支援体制の構築に向けて」について資料3により説明。</p> <p>国では地域共生社会の実現のために社会福祉法に基づく新たな事業として「重層的支援体制整備事業」を実施し、構築を市町村に求めています。</p> <p>重層的支援体制の整備事業を核として、課題や相談者の属性内容を問わずに受けとめ、解決に向けて伴奏的に支援していくための包括的支援体制の構築と整備をすることで地域や連携先を拡大させ、それが地域共生社会の実現につながる。市町村は包括的な支援体制の整備を進めていくため、手始めとして断らない相談支援体制の構築を図っていき、次期地域福祉計画の計画期間中に検討を進めていきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から「重層的支援体制の構築に向けて」について資料3により説明。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの案件2（3）の説明について何かご意見はありますか。</p>
<p>小川委員</p>	<p style="text-align: center;">【主な質疑応答】</p> <p>市としては包括的支援体制の整備をこの地域福祉計画と連動させながら整えていきますということですね。その中核のポイントとしてまずは「断らない相談」に着手するということですね。この断らない相談はこの包括的支援体制の中核となるわけですが、どこが窓口を担うのかということと窓口を担う担当者の能力をどのように担保するのかについてどのような見通しでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>正直なところ、断らない相談体制の中核をなすハブについて、どこがどのように担っていくのかについてはまだ整理しきれていないところです。ただ現状において各相談支援の事業所さんであったり、各部署であったり、相談は入口としてたくさんありますので入口をどのように繋げていくか、また、庁内の関係機関との連携の中でもどのように繋げていくかも一緒に考えながら、どこが中核を担ってハンドリングをとるのか、モニタリ</p>

	<p>ングしていくのかを検討して参りたいと考えている。</p>
<p>三上委員</p>	<p>今の断らない相談支援についてですが、昔市役所に「すぐやる課」とかあったと思いますが、市民に分かりやすく、ここに連絡すればよいといった課を目指させていただきたい。そのためのアピールをしていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>今ある相談支援体制について、相談先がわかっている人もおりますがそこがわからない人もおりますので、相談先がわかるように絵を描いていくのも断らない相談窓口を作る、包括的な相談支援体制を築いていく中では必要だと思います。貴重なご意見として参考にしながら検討をすすめて参ります。</p>
<p>中野渡委員</p>	<p>重層的支援体制につきましては、次期地域福祉計画の中で具体化していくとお話でした。具体的にどのように進めていくのかをロードマップみたいなものを示していただければなあということが一つと、あと他自治体でこのような重層的支援体制が進んでいるところを見ますと、副市長さんとかをトップとかにリーダーシップをとってもらって重層的支援体制の整備を進めているところもありますのでそのようなところも参考にしながら進めていただけたらと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>市町村の規模とかにもよるのですが、良い方向に進んでいけばよいと思います。先ほどのご意見にもあったとおり、インパクトのある名称のほうがわかりやすいのではと個人的に思っております。</p>
<p>小川委員</p>	<p>今回、地域福祉計画で弘前市の再犯防止計画が含まれたことは大変意義があると思います。</p> <p>それも踏まえて、以前の会議で三士会（社会福祉士会、司法書士会、弁護士会）特に法律専門職の方に加わっていただく必要はないのかといった議論があったと記憶しております。現在、県社協では令和4年度東地域4町村中南地域5町村多機関共同事業等実施体制を整備され、そこに法テラスを組み入れて法律相談もそこで行う体制を敷いており、県社協に法律相談がある場合は法テラスに事案を回していただいて結構だということです。町村単位ではそのような体制の整備が図られている一方で、市単位では各市で対応することとされており、県社協の方では対応していないと伺っております。今回の包括的支援、または</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>重層どちらにあたるかは別としても、専門職の方々の関わりについて、弁護士を単独で組み入れるのは難しいなかで、法テラス等との関係調整または組み込みについて検討いただけたらと思います。</p> <p>ご意見ありがとうございます。包括的支援体制となった場合、本人の権利擁護や意志の確認にも深く関わってきます。</p> <p>福祉的な支援も必要ですが法的な関わりも重要かと思しますので、社協さんで行っている東地区と中南で行おうとしている支援体制を勉強しながら、参考にして参ります。</p> <p>時間も限られておりますので案件につきましては、これまでといたします。</p> <p>続いて、次第 3 その他について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>会議録の作成と委員の皆様への確認後、ホームページでの公開までを説明。</p> <p>次回の会議は10月を予定している。</p> <p>< 散会 ></p>
<p>その他必要事項</p>	<p>傍聴者：報道機関 2名</p>